

議案第7号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

第9期介護保険事業計画期間に向けて介護保険法施行令が改正されたことを踏まえ、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率について、第1号被保険者の所得に応じた段階区分を見直し、当該段階区分ごとの介護保険料率を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第38条第1項第1号に掲げる者</u> <u>27,300円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者</u> <u>39,000円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者</u> <u>41,400円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者</u> <u>51,000円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者</u> <u>60,000円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者</u> <u>66,000円</u></p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> <u>78,000円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> <u>90,000円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> <u>102,000円</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> <u>114,000円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> <u>120,000円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> <u>126,000円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> <u>132,000円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者</u> <u>30,000円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> <u>42,000円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> <u>45,000円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>51,000円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>60,000円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> 66,000円</p> <p>ア <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。付則第11条第1項第2号イを除き、以下同じ。)</u>が125万円未満である者であり、かつ、前各号</p>

のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(令第39条第1項第1号イ(2)に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(同号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 75,000

円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 81,000

円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 87,000

円

ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 93,000 円

ア 合計所得金額が 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 99,000 円

ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 105,000 円

ア 合計所得金額が 700 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課され

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,100円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,100円」とあるのは、「27,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,100円」とあるのは、「41,100円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 111,000円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 117,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,000円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,000円」とあるのは、「27,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,000円」とあるのは、「42,000円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第7条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ, 第9号ロ, 第10号ロ, 第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, 当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条 当分の間, 第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年中においては, 年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。

第7条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, 当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

付 則

(延滞金の割合等の特例)

第4条 当分の間, 第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は, 同項の規定にかかわらず, 各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には, その年中においては, 年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし, 年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には, 年7.3パーセントの割合)とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条及び第7条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。